

令和 7 年第11回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和 7 年10月24日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

令和 7 年第11回奥州市農業委員会総会議事録

令和 7 年10月24日(金) 午前 9 時30分
奥州市役所 講堂

第 1 会期の決定

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 諸般の報告

第 4 議事

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第18条第 6 項の規定による合意解約の通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（22名）、欠席委員（2名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子（欠席）
10 阿部 成明（欠席）	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長		井面 宏
事務局長補佐		佐々木 治彦
農業振興係	係長	佐藤 康平
	主事	千田 裕海絵
農地係	係長	佐藤 茂樹
	主任	照井 早織
	主事	佐々木 翔琉

議長 ただいまより、令和7年第11回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、9番、佐々木生子委員です。
出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、藤原保之推進委員、及川正弘推進委員、安倍秀一推進委員に出席を求めています。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上、発言するようお願いいたします。
本日の会議は、総会日程にしたがって進めて参ります。

議長 日程第1、会期の決定を、議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」との声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、11番、菅原利宏委員、12番、小原松光委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは、主要会務をご報告し、諸般の報告とさせていただきます。

1ページをご覧ください。

9月25日、第9回奥州市農業委員会総会が招集され、農地案件7件について審議がされております。

同日、第5回農業振興専門委員会が開催され、農作業労賃標準額について、ほかについて審議がされております。

10月10日、県南地方農業委員会連絡協議会意見交換会が開催され、伊藤会長が出席しております。以上となります。

議 長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり) 5 番、千葉委員。

5 番委員 5 番、千葉でございます。10 月 10 日の意見交換会ですけれども、地域計画のブラッシュアップについてですが、もう少し詳細を教えてください。

議 長 県南の市町村が集まり、地域計画の進め方について、勉強会をしていきましたという内容でした。各市町村の会長がそれぞれの意見を述べるといったものです。

(「議長」の声あり) 5 番、千葉委員。

5 番委員 よろしいでしょうか。地域計画を作成する前に、各地域において、10 年後の自分が住む土地の耕作者を決めるという話でしたが、今の状況では、10 年後は見通せません。今後の農政を見通し、ブラッシュアップに臨んでいただきたいです。絵に描いた餅ではなく、具体的にバージョンアップさせることによって、若い方々が農業に参入してくるような環境を作っていかなければなりません。次回以降の会議に強く要望いただきたいと思います。

議 長 ありがとうございます。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第 4、議事に入ります。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてを議題といたします。事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書 2 ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得 39 件です。

委員会へのあっせん希望は、番号 12、番号 26、番号 28 から番号 30、番号 35 の 6 件です。番号 12 について稲瀬地区担当の委員に、番号 26、番号 28 から番号 30 について生母地区担当の委員に、番号 35 については北股地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。

市外の方への相続となるのが、番号 4、番号 15、番号 16、番号 17、番号 21 から番号 23、番号 26、番号 29 と番号 30、番号 35 の 11 件です。

以上、ご報告します。

議 長 報告第 1 号について説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 22 番、家子委員。

22 番委員 22 番、家子です。

15 番のところなのですが、神奈川県の方とあります。結構な広い範囲なので、どなたかに頼むなどを考えているのでしょうか。確認です。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

農地係長 只今の質問にお答えします。すでに農地コーディネーターに相談を行い、手続き等、進んでいるということを聞いていましたので、ご報告します。

議長 質問なしと認め、報告第 1 号について終結いたします。

議長 報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書 10 ページをご覧ください。今月の報告件数は、11 件です。

解約の理由は、貸し換えによる解約 6 件、労力不足による解約 2 件、売り渡すための解約 1 件等となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。

以上、ご報告します。

議長 報告第 2 号について説明が終わりましたので質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第 2 号を終結いたします。

議長 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書 13 ページをご覧ください。

今月の案件は、所有権の移転が 10 件、賃貸借権の設定が 24 件、使用貸借権の設定が 1 件の計 35 件です。

番号 1 は、親から子へ生前贈与するものです。

番号2は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は物納で、玄米10kgです。

番号3は、規模拡大のため、総額32万4880円で売買するものです。

番号4は、規模拡大のため、総額1万円で売買するものです。

番号5は、規模拡大のため、総額5万円で売買するものです。

番号6は、労力不足のため、総額1000円で売買するものです。

番号7は、規模拡大のため、総額100万円で売買するものです。

番号8は、労力不足のため贈与するものです。

番号9は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は物納で、玄米60kgです。

番号10は、期間満了に伴い、使用貸借権を再設定するものです。

番号11は、規模拡大のため、総額20万円で売買するものです。

番号12は、親から子へ生前贈与するものです。

番号13から番号34は、規模拡大のため、農地所有適格法人が賃貸借権を設定するものです。賃借料は、いずれも10aあたり1万7000円です。

番号35は、労力不足のため、金額5万円で売買するものです。

以上、35件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いします。

議 長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議 長 議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書は 20 ページとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃借権の新規の設定が 34 件使用貸借による権利の設定 69 件の合計 103 件となります。

いずれも、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。

農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うこと、法人については農地所有適格法人であることを確認しております。

御審議よろしく願いいたします。

議長 議案第 2 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、計画案に異議なしと決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、計画案に異議なしと決定されました。

議長 議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主任 議案書 41 ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は 1 件です。

番号 1 は、娘夫婦の住宅を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積は 386.59㎡です。

補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

10月8日に岩渕壽子委員、及川正弘推進委員と、事務局同行のうえ現地確認を行ったところ、野菜が作付けされており、農地として利用されていることを確認

いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主 任 議案書42ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は7件です。

番号1は、使用貸借により自己住宅を整備するもので、事業実測面積は559.68㎡です。

番号2、番号3は関連案件で、売買により宅地分譲6区画を整備するもので、総事業実測面積は2066.13㎡です。

番号4は、売買により事業所及び倉庫等を整備するものです。

番号5は、売買により従業員等駐車場12台分及び資材置場等を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積は760.24㎡です。

番号6、番号7は関連案件で、賃貸借により工事用道路及び資材置場を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積は2189.79㎡です。令和8年6月30日までの一時転用です。

いずれの案件も補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1を10月9日に家子洋子委員、藤原保之推進委員と、番号2から番号5を10月8日に岩渕壽子委員、及川正弘推進委員と、番号6から番号7を10月9日に小澤靖委員、安倍秀一推進委員と、いずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1は、牧草地の利用となっており、適切に管理されているものと確認いたしました。

番号2から番号3は、ネギの収穫を確認し、管理も適正に行われておりました。

番号4は、草刈りの維持管理されているものと確認しました。

番号5は、かぼちゃが作付けされており、農地として利用されていることを確認しました。

番号6は、草刈り等の維持管理がされており、番号7は、畑として利用されていることが確認でき、今回は適切に維持管理されている部分を利用して一時転用とすることを確認しました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議 長 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 照井主任。

主 任 議案書44ページをご覧ください。今月の案件は5件です。

番号1は、昭和60年頃に共同住宅用地を整備して以来、宅地として利用してい

るものです。

番号２は、狭小地のため昭和60年頃には不耕作となり、平成10年頃に原野化したものです。

番号３は、昭和22年に物置、昭和34年に物置兼車庫を整備して以来、宅地として利用しているものです。

番号４は、昭和15年に居宅を整備し、昭和50年頃に増築、進入路及び庭を整備して以来、宅地として利用しているものです。

番号５は、耕作不便地のため昭和50年頃には不耕作となり、平成３年頃に原野化したものです。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号１から番号３を10月９日に家子洋子委員、藤原保之推進委員と、番号４を10月８日に岩渕壽子委員、及川正弘推進委員と、番号５を10月９日に小澤靖委員、安倍秀一推進委員と、いずれも事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号１から番号５のいずれも、現地は証明願のと通りの現状で、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第５号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第５号は、証明願のとおり 決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議 長 ご苦労様でした。

(閉会 10時3分)